

北朝鮮の強制収容所をなくすアクションの会「NO FENCE」

会報 かいほう ノーフェンス

ひとり人間として、人類の歴史に禍根を残さないために、山の奥に封じ込められ、いのちの尊厳を冒瀆されている人たをを放置しない。



(NO FENCE IN NORTH KOREA)

NO FENCE

E-mail: nf-staff@netlive.ne.jp



vol. **17**

2012年 8月

〒102-0093 千代田区平河町1-5-7-203 TEL&FAX 03-3262-7473 <http://nofence.netlive.ne.jp> 【郵便振替口座】 NO FENCE / 00180-1-707147

「無知」と「偏見」

NO FENCE 世話人 李 恩元

管理所では、子どもたちは初めて字を学び始める頃から各種の作業現場に動員され、いくら年老いても死ぬ際まで働かされる。今、この瞬間にも管理所の中で労働に苦しみ、くたびれて倒れ、鞭で打たれて、血を吐く人たちがいる。彼らも同じ人間として、人間らしく暮らす権利をもたねばならない。

(北朝鮮で管理所とよばれる政治犯収容所、中でも「完全統制区域」である价川14号管理所で生まれ育ち、初めて脱出に成功した申東赫の手記から引用した。申東赫(李洋秀訳)『収容所に生まれた僕は愛を知らない』KKベストセラーズ、2008年、76-7頁。)

国際社会における北朝鮮のイメージは、白か黒か、あるいは味方か敵かである。人権を政治的な道具として利用したり、人権の普遍性を批判し、自らの政治的、経済的、社会的利益のため、人権を軽視、無視する諸国の政策は、北朝鮮の人権状況を見てみぬふりして、さらに自国民に対して北朝鮮=悪、どうしようもない国というイメージを植え付ける。それが、北朝鮮の人権状況に対する関心が高まったとはいえ、北朝鮮の人びとの人権が依然としてわれわれ(不特定多数の者)の意識から遠ざかっている理由でもあると、私は思う。

スー・チーさんは、「忘れ去られることもまた、少しばかり死ぬことである」と述べている。北朝鮮の人びとも同様である。常に「欠乏」と「恐怖」の下で生きていかなければならない彼らの現状を改善できるのは、彼ら自身というよりも、人権という普遍的文化と平和という普遍的価値を共にする私たちである。人権を守り、平和的に生きること、国家や民族、イデオロギーなどが優先されてはならない。

それでは、人間としての尊厳と命を侵害されている彼らを助けるために何ができるか。一人一人の責任は重大である。先ずは、ここからだと思う。

「無知」と「偏見」から抜け出すことで、苦しんでいる彼らを放置しないこと。彼らの現状を知り、語ることで、漸進的には彼らを助けることができるとの希望を持ち、諦めないこと。

バタフライ効果のように、この一人一人の小さな一歩が、歴史的な一歩となると、私は信じる。

表教示と裏教示

追悼 李スポクさん 2012/08/08 宋允復



7月9日に韓国の金ヒテさんから連絡をいただいた。

2月に来日し、北朝鮮の刑務所の一つ 会寧市にある全巨里 12 号教化所について証言してくれた李スポクさん(56)が亡くなったという。

前日8日に知人が自宅を訪ねたところ既に亡くなっていて死後 10 日ほど経過していた。

2月の来日について、3月には韓国国家人権委員会がまとめた北朝鮮の強制収容所に関する報告の証言者の一人として発表し、テレビでも報じら

れていた。

4月に ICNK のソウル国際会議で再会しお話したが、それが最後となってしまった。

元々李さんは北朝鮮の会寧市で有名な社会安全部(警察)畑の一家で、本人も社会安全部員だった。

ところが 70 年代に脱北して中国で暮らす腹違いの妹から金を送ってもらったことを、保衛部がスパイ事件に仕立てようと李さんを捕え拷問を加えたが、頑強に否定して持ち堪えた。

保衛部も無理筋だと気付いたが、社会安全部の大物を捕らえて騒動にしたのに無罪放免にするわけにも行かない。

妥協として「スパイではなかったが密輸をしていた」ということにして社会安全部に移管した。そこで社会安全部は全巨里教化所に送ったが、強制労働はさせず、仕事としては楽だが、機密保持が求められる死体処理に当たらせた。

1999 年6月から約半年の間に 1300 人の収監者のうち 850 人が死に、その死体を処理したという。<http://www.nicovideo.jp/watch/sm16901691>

(この動画の 12 分ごろから李スポクさんの証言)

2月の ICNK 主催の院内集会では宋が通訳を務めたが、李スポクといえば北朝鮮では知らぬ者のいない朝鮮戦争の英雄であり、当然仮名であろうと思ったのだが、本名だという。顔もモザイク処理しなくて良いという。

「自分がやられてみて、自分たち一族が人民に対してやってきたことのひどさが分かった。こういう証言をすることで、北に残された親族に累が及ぶかも知れないが、やむを得ない、罪深さに気づいて欲しいと思っている」

翌日の夜には宿舎でテレビ局のインタビューを受けたが、その中に社会安全部員としての体験談があった。

金日成、金正日も表向きは広幅政治、仁徳政治を打ち出して「仮に罪を犯したとしても、再び社会の健全な一員として復帰できるように社会安全部は仕事をしなさい」と教示したと一般社会に向けては宣伝していたが、当の社会安全部員には「朝鮮戦争の時には刑務所にいた連中が野に放たれて治安隊加担者となり悪さをした。そういう悪い奴らなのだからなるべく教化所で殺してしまえ」等々の金日成、金正日の本音が折々口頭で伝達され、それに則って運営していたと。

また、毎月、各安全部には、何人を教化所に送り込めという割り当てがあったというのだ。その割り当てを満たすために、罪ならぬ罪で人を捕え送り込んだという。

下の記事にある金正恩の発言録なるものが表向きの宣伝に留まらないことを願うばかりだ。

インタビューは当初1時間弱の予定であったが、生い立ちから脱北まで縷々語り続ける李さんの姿に苦しみを感じ、端折らせることはできなかった。2時間ほどかかったと記憶している。

発見された時、部屋には空の酒瓶が多数転がっていたという。

残された手帳には、生き別れとなった妻への思いを綿々と書き綴ってあったと。孤独を紛らわせる深酒が李さんの時を縮めたかもしれない。

李スポク英雄

しばし天に憩われよ

いずれ時が満ちたなら

再び地上の我らと共に戦わん

参考資料

<北朝鮮>金正恩氏 政治犯家族の摘発緩和 恐怖政治を修正

2012/07/18 毎日新聞

【北京・米村耕一】北朝鮮で政治犯・思想犯らが処罰されると家族も摘発される「連座の罪」について、金正恩（キム・ジョンウン）第1書記が手続きの厳格化によって連座の適用を減らすよう指示していたことが分かった。毎日新聞が入手した金第1書記の発言録（3月27日付）で判明した。金第1書記の発言を受けて北朝鮮当局は過剰な摘発を見直しているとみられる。金第1書記が進める慈愛政策の一環とみられ、「恐怖政治」によって国民生活が混乱に陥った先代の統治方法を調整する

可能性が浮上した。

北朝鮮では金日成（キム・イルソン）国家主席－金正日（キム・ジョンイル）総書記と続いた金王朝支配を強固にするため、体制に批判的な政治犯・思想犯は家族ごと摘発してきた。発言録で金第1書記は「犯罪者1人を法的に処理すれば、その人の家族、親族まで含め影響を受ける人々が数十人さらには100人を超える場合もある」と、これまでの処罰体系を批判。「罪を犯した人に対する処理を慎重に進め、できるだけ多くの人々が、その影響を受けないようにすべきである」と訓示した。

金第1書記は並行する措置として、朝鮮労働党や司法機関が市民を党にひきつけて団結させるための事業を展開するように指示。そのうえで「仮に罪を犯した人だとしてもわが党の仁徳政治の大きな器に全部入れ、味方につけ、教養改造していくべきである」と命じた。

北朝鮮は金主席の生誕100年（4月15日）と金総書記の生誕70年（2月16日）を前に、今年2月1日から大赦を実施している。金第1書記が、叔父である張成沢（チャン・ソンテク）朝鮮労働党行政部長に指示した記録（3月20日付）では、金第1書記は朝鮮人民軍で大赦を実施して、元の職場に送り返した事例を紹介しながら「彼らは現在、他の人々より、もっと懸命に働いている」と状況を説明した。そのうえで「大赦によって釈放された人々が『党と国家の前で罪を犯した自分たちに（党が）再生の道を開いてくれるとは夢にも思わなかった』と言いながら、今後は自らの身をささげて、ありがたい党の恩恵に必ず報いると決意した」との認識を示し、大赦の効力を強調している。

縁は異なるもの

宋允復

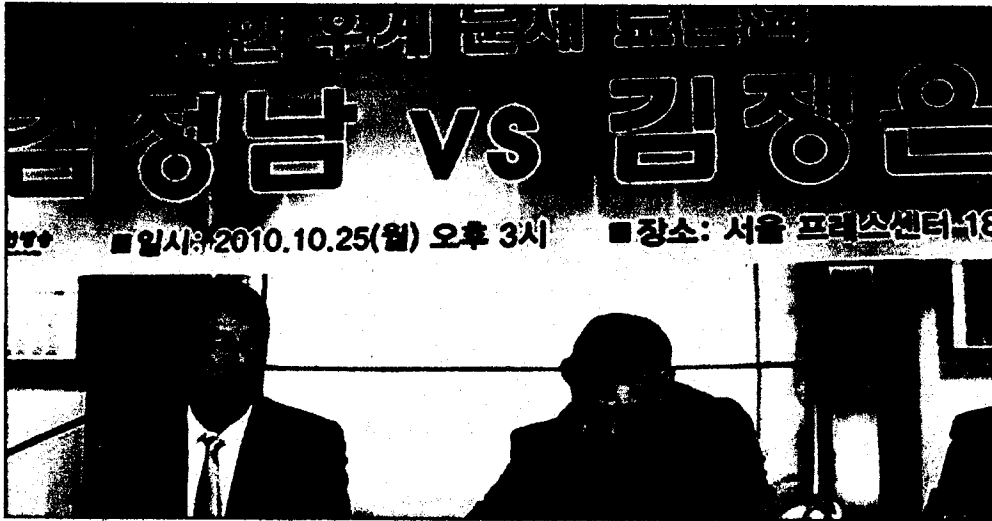
『金正日の料理人』藤本健二さんが7月21日から約2週間北朝鮮に滞在して8月7日帰日した。金正恩からの招待だった。北では金正恩と妻の李雪主（リソルチュ）ら少人数のパーティーも催され「久しぶりだな」と抱擁も交わしたという。北に残す妻と子供との再会も果たした。TBSの独占取材ということだが、どこまで放映されるだろうか。

藤本さんには2010年10月10日当会主催の集会にお出ましいただいたことがある。

「北朝鮮の天国と地獄『金正日の料理人 vs 政治犯』」と銘打って、藤本さんの北朝鮮体験と、それとは対極とも言える金ヘスクさんの28年間の収容所暮らしを対比させ、その落差から何が見えてくるか—という企画意図であったが、時あたかも北朝鮮が金正恩後継を公式にお披露目したタイミングとあって、日韓のメディアも多数詰めかけた。藤本氏には取材・出演依頼が殺到していたが、「先約があるから」と当会の集会をご優先くださったようだった。二年近く経った今、改めて見ても、『開かれた北韓放送』代表 河泰慶さん(現韓国

国会議員)の北朝鮮内部情報の報告といい、内容が盛り沢山。北に妻と子がいる藤本さんの苦慮も随所に窺われる。著作に写真も掲載されている中央党幹部の文成述(ムン・ソンスル)について藤本さんは「島に送られた」とだけ聞いていたのだが、まさに18号管理所で炭鉱での強制労働に酷使され事故に遭っていたと、目撃した金ヘスクさんから直接聞かされて驚く様子など、ディテールに富んでいる。(ノーフェンスホームページの「講演会録画」所収) <http://nofence.netlive.ne.jp/ondemand.html>

この集会は韓国でも報じられ、河泰慶さんから「韓国でもやりたい」と要望があり、二週間後の10月25日、ソウルのプレスセンターで開催となった。



この場にもやはり韓国の主要メディアとソウル駐在の日本メディアの記者が詰めかけたのだが、その居並ぶカメラの前で藤本さんは冒頭「金正恩大将に心からのお願いがありません」と、次の3つを力強く公言したのだった。

- 一. 政治犯収容所を閉鎖して人々を釈放してください。
- 二. 日本と韓国、その他の国から拉致した人々を祖国に帰してください。
- 三. 改革開放を通じて北朝鮮の人々がお腹いっぱい食べられるよう努力してください。

日本人拉致被害者の帰還を訴えることも、北の人民のための改革開放を呼びかけることも、藤本さんの立場のしからしむところとして、北も理解はするであろう。しかし、収容所云々となるといささか性格が違ふかもしれない。だが、東京集会での印象が強かったのだろうか、藤本さんは筆頭に政治犯収容所の閉鎖と人々の釈放を訴えてくれたのだった。韓国の主要メディアがこれを報じたので、当然北朝鮮にも伝わっただろう。

それでも金正恩は藤本さんを平壤に招いて共に過ごした。妻子を北に置く藤本さんに無理は掛けたくないが、いずれお会いしにくつかお願いをしなければと思っている。

スーチーさんとハヴェルさんと「憲章 77・声明」

小川晴久

アウンサン・スーチーさんのノーベル賞受賞演説に感銘し、日本語に訳し、皆さんにお送りしました。2012年6月16日、ノルウェー・オスロでの受賞後、21年ぶりのスピーチです。私はそのスピーチを北朝鮮の強制収容所を一日も早く廃絶したいという NO FENCE の立場で読みました。その感想と共に訳文を今回 NO FENCE のホームページに掲載していただいたので、活用していただきたい。管見する限り、他の全訳を私はまだ承知していませんので。

【キーワードの誤訳】

試訳に当ってスピーチ翌日の新聞を調べてみましたが、共同通信の要旨訳と毎日新聞の抄訳が掲載されていました。そのいずれにもキーワードに訳誤がありました。本文の *prisoners of conscience* は良心囚と訳されねばなりません。政治囚と訳しているのです。良心囚は思想・信条だけで囚われている囚人を言います。武力闘争などの実力行使をして囚われている人を良心囚とは言いません。アムネスティーが救出につとめているのは良心囚です。そしてスーチーさんはマハトマ・ガンジーの影響を深く受け非暴力主義を信条にしてきました。熱心な仏教徒でもあります。スーチーさんが属する政党「国民民主連盟」も非暴力主義に立っています。その仲間たちが 200 余名まだ獄中に入っています。受賞スピーチで訴えていることのひとつはこの仲間たちの釈放です。したがって政治囚ではなく良心囚（良心の囚人）と訳すべきです。スーチーさんはアムネスティーにも訴えを出しています。

【スーチーさんを推（お）したハヴェルさん】

さて私は感想文にも記したようにビルマ（ミャンマー）の現代史には不案内でした。急いで最新の啓蒙書『アウンサン・スーチー』（角川 one テーマ 21）を求めて読み、俄勉強を開始しましたが、そこで大事なことをいくつか教わりました。その一つがチェコの元大統領ハヴェルさんのことです。

ハヴェルさんについては、重要な北朝鮮人権問題報告書の依頼者の一人であることは知っていましたが、氏が亡くなる 4 日前にスーチーさんに電話をされていたこと位しかスーチーさんとの関係は知りませんでした。しかし上記啓蒙本で、1991 年のノーベル平和賞有力候補はその直前にビロード革命をなしとげていたチェコの大統領ヴァツラフ・ハヴェルさんであって、彼が私よりスーチーさんがふさわしいと、ノーベル委員会に推薦して、スーチーさんに決まったことを知り、急にハヴェルさんについて知りたくなりました。『ハヴェル自伝』（佐々木和子訳、岩波書店、1991 年刊）は、彼が非共産党員であり、一党支配に反対し、多様な価値を尊重する持主で、劇作家であったことを教え

てくれました。また巻末に彼もその執筆者である「憲章 77・声明」(1977年1月1日発表)が訳出されていました。

憲章 77・声明

それを読んでみて驚きました。世界人権宣言を具体化した二つの国際人権規約「市民的・政治的権利に関する国際規約」【経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約】の履行状況への言及が3分の2を占めているではありませんか！チェコでは1976年3月にこの二つの国際規約が発効しています。それを歓迎し、早速この国際規約が遵守されていないとして、表現の自由、恐怖からの自由など具体的な指摘をしていくのです。北朝鮮は一九八一年九月にこの二つの国際規約に加盟しています。しかし今日まで全然それを守っていません。完全なショーウィンドーの飾りにしてきました。私が驚いたのはチェコとの大きな相違です。「憲章 77・声明」では1976年3月にそれが発効されると市民団体はすぐさまその履行を迫る運動が展開されたのです。この巨大な差はどこにあるのでしょうか。ヨーロッパには人権の概念が根づいていてアジアにはそれが無い乃至は弱いというしかありません。この対比が余りに鮮かなので、「憲章 77・声明」全文を『ハヴェル自伝』から全文ここに紹介させていただきます。NO FENCEの会員の皆さん、北朝鮮の人権回復を願っている皆さん、まだでしたらぜひこの機会に全文を読み通して下さい。北朝鮮がこの二つの国際人権規約を批准しており、故にこれを守る義務があることを強く迫っていくためにも必要な憲章です。

スーチャーさんがビルマの民主化運動に参加したのは、1988年8月26日のスウェダゴン広場での演説がスタートです。そこでスーチャーさんは一党支配に反対し、複数政党システムの確立を訴えていました。[“Freedom from Fear” (ペンギンブックス) P.197]ハヴェルさんやこの憲章と全く同じです。

憲章 77・声明(1977年1月1日)

1976年10月13日、チェコスロヴァキア社会主義共和国法律集(120号)で、“市民的及び政治的権利に関する国際規約”〔以下第一規約とする〕と“経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約”〔以下第二規約とする〕が公表された。両規約は、1968年にわが共和国の名によって署名され、1975年にヘルシンキで確認され、わが国においては1976年3月23日に効力を発生したものである。この時より、わが国市民の権利ならびにわが国家の義務は、両規約に従うものでなければならぬ。

これらの規約が保証しているさまざまな自由と権利は、歴史において多くの進歩的人々はその獲得を目指して努力し、その法制化がわが社会の人的発展を著しく促進させる、重要な文化価値である。したがってわれわれは、チェコスロヴァキア社会主義共和国がこれらの規約に加盟したことを歓迎するものである。

しかしながら、これらの公表はわれわれに、わが国でいま——残念ながら——いかに多くの基本的諸権利が単なる紙上の空文となっているかを、新たに緊急なものとして思い起こさせる。

たとえば、第一規約第19条によって保証されている自由なる意見発表の権利は全くの幻想となっている。

何万というわが国の市民が、公的見解と相違する意見を持つとの理由だけで、自己の専門分野で働くことを不可能にされている。そのうえ彼らは、しばしば、党、官公庁、さらに社会的諸機関からの、ありとあらゆる差別と嫌がらせの対象にされ、自己防衛のためのすべての可能性も奪われて、事実上、アパルトヘイトの犠牲者となっている。

他の何十万もの市民は、“恐怖からの自由”(第一規約の前文)を奪われている。すなわち、自己の意見を発表した場合には労働その他の可能性を失う、という絶えざる危険のもとでの生活を強いられているからである。

全員に教育の権利を保証している第一規約第13条に違反して、数えきれぬほど多くの若者が、自己の意見のせいだけで、さらには彼らの親たちの意見のせいで勉学を阻まれている。無数の市民が、もしも自らの信条に沿った言動をとるならば、自分自身の、あるいは自分の子供たちの教育の権利が奪われるかも知れない、という脅えの中で生活させられている。

“あらゆる種類の情報および考えを、いかなる制約もなく、口頭、文書もしくは印刷”あるいは“芸術を通して”“求め、受け、伝える”権利(第一規約第19条2項)の遂行は、法廷外のみならず、法廷でさえも、しばしば捏造された犯罪による追及を受けている(とりわけ、いま行われている若い音楽家たちの裁判がこれを実証している)。

公けに意見を発表する自由は、あらゆる報道機関、出版および文化諸機関の中央管理によって抑圧されている。いかなる政治的、哲学的、科学的見解も、あるいは芸術的表現も、公的なイデオロギーあるいは美学の狭い枠からわずかでも外れた場合には公表することができない。危機的な社会現象を公然と批判することは許されない。公式プロパガ

ンダによる不当かつ侮辱的非難に対する、公的弁護の可能性は皆無である(第一規約第17条で明確に保証されている“名誉および評判に対する攻撃”からの法的保護は、事実上存在しない)。虚偽の告発を覆すことはできず、裁判に訴えて訂正あるいは修正するためのあらゆる試みは無駄である。精神的、文化的創造の分野での率直な討論はありえない。学問および文化に携わる人々ならびにその他の市民の多くは、現政権によって排撃されている見解を、何年も前に合法的に発表した、あるいは公然と述べた、というだけで差別を受けている。

第一規約第18条で明確に保証されている信教の自由は、権力の恣意による組織的制約を受けている。すなわち、聖職者に、その機能の実行への国家承認を撤回する、あるいは奪う、という脅迫を恒常的に加えて彼らの活動を鈍らせる、自己の信仰を言葉または行為で表明する人々に、生活その他の面での報復措置を講ずる、宗教教育を弾圧する、等々によるものである。

一連の市民権を制限し、時にはさらに完全に抑圧する道具となっているのは、国の全施設ならびに機関が、事実上、支配党組織の政治的指令と権力者諸個人の決定に追随する、という機構である。チェコスロヴァキアの憲法その他の諸法律や法規範は、かかる諸決定の内容および形態をも、形成および適用をも規定していない。これらの決定は大部分が楽屋裏で、しばしば口頭だけで行われ、市民には全く知らされず、市民によって制御できないものである。これら諸決定の作成者たちは、自分自身とそのヒエラルキー以外の何人に対しても責任を負わないにもかかわらず、国権の立法および行政諸機関、司法、労働、利益その他すべての諸団体、他の政党、企業、工場、研究所、官庁、学校その他諸施設の活動に決定的方法で影響を及ぼすが、そのさい、彼らの命令は法律にさえ優先するのである。団体あるいは市民が、自己の権利と義務の解釈において指令と対立した場合にも、中立的裁定を求めることは、その機関が全く存在しないゆえに不可能である。これらすべてによって、第一規約第21条および第22条(結社の権利ならびにその行使へのあらゆる制限の禁止)、第25条(公務の運営に参加する権利の平等)、および第26条(法の前における差別の撤廃)から生じる諸権利は深刻な制限を受けている。この状況は、労働者その他の勤労者が、自己の経済的・社会的利益を守るために、いかなる制約もなく労働組合その他の組織を設立し、ストライキ権を自由に行使する(第二規約第8条1項)ことをも阻んでいる。

“私的生活，家庭，住居もしくは通信に対する恣意的干渉”の嚴重な禁止(第一規約第17条)を含む他の市民的諸権利は，内務省が，たとえば電話や住居の盗聴，郵便の検閲，個人の監視，家宅搜索，多くの住民を用いた(しばしば不当な脅迫あるいは逆に約束によって獲得する)密告者網の設立等々，ありとあらゆる方法で市民の生活をコントロールすることによっても，著しく侵害されている。同時に，内務省はしばしば，雇用主の決定に口を差し挟み，役所や諸組織の差別的措置を鼓舞し，司法機関に影響を与え，報道機関のプロパガンダ・キャンペーンをも指導する。この活動は法律による規制を受けず，秘密であり，市民はこれに対していかなる防御もできない。

政治的動機による刑事訴追の場合，調査・司法機関は，第一規約第14条およびチェコスロヴァキアの法律によっても保証されている，被疑者とその弁護人の権利を侵害している。刑務所では，このようにして有罪とされた人々を，被拘束者の人間的尊厳を侵害し，健康を脅かし，道義的に破壊させるような方法で取り扱っている。

自由に母国を離れる権利を市民に保証している第一規約第12条2項も，総じて侵害されている。“国の安全の保護”(3項)の口実のもとに，この権利はあれこれの不当な条件と結びつけられている。外国人への入国査証発行にも恣意的処理が行われ，多くの人々が，わが国で差別を受けている人々と職業上あるいは友好上の接触をした，との理由だけでチェコスロヴァキア社会主義共和国を訪問できないでいる。

幾多の市民が——個人的であれ，職場であれ，あるいは公共の場であれ(これは事実上，外国の報道機関をとおしてのみ可能)——人権と民主主義的自由の組織的侵害について指摘し，かつ具体的事例において訂正を要求している。しかしながら彼らの声は，多くの場合何の反響も得ずにとどまるか，あるいは捜査の対象になるかである。

国内における市民の権利を厳守する責任を負うものは，とりわけ政治および国家権力であることはもちろんである。しかし，かれらだけが負うのではない。一人一人がそれぞれ，一般的状況に対する責任を，すなわち，政府のみならずすべての市民をも拘束するものとして法典化された両規約を厳守する責任も，分担して負うものである。

この共同責任感，市民参加の精神への信頼とそれによせる意志，さらに，これを表明するための，新たな，より効果的な表現を見出そうとする社会的欲求が，われわれを憲章77結成の考えへと導いて，われわれは今日ここに，その誕生を公式に発表する。

憲章77は，さまざまな信念，さまざまな宗教，さまざまな職業の

人々が、わが国および世界において、各人あるいは共同で、市民的および人間的権利を尊重するために尽力しようという意志で結ばれた、ゆるやかな、形式ばらない、開かれた共同体である。——これらの諸権利は、法典化された両国際規約、ヘルシンキ会議の宣言、その他多くの、戦争、暴力、および社会的・精神的抑圧に反対する国際的諸文書等によって人類に帰属したものであり、国連の「世界人権宣言」によって包括的に表明されているものである。

憲章77は、過去および現在において自己の生活と労働を理想と結びつけ、その理想の命運に対する憂慮の念を分かちあう人々の、連帯と友情を基盤に成長する。

憲章77は組織ではない。規約も常設的機関も組織的制約をうける成員も持たない。その理念に賛成し、その仕事に参加し、それを支援する人はすべて憲章77の成員である。

憲章77は、政治的敵対活動のための基盤ではない。東西を問わずさまざまな国における多くの類似した市民運動と同様に、普遍的利益に奉仕しようとするものである。したがって、政治的あるいは社会的、改革あるいは変革の独自の綱領を設定しようとはせず、自己の活動の範囲で、政治および国家権力との建設的対話を行うものとする。とくに、人権および市民を侵害しているさまざまな具体例を指摘し、これらの記録を揃え、解決を提案し、これらの諸権利とその保証を深めるために多くのより一般的な提案を行い、不法性によって紛争状況が引き起こされうる場合には仲介者の役割を担う、等々によってこれを取り行うものである。

憲章77は、その象徴的な名称によって、政治犯の権利の年と宣言され、ヘルシンキ宣言の履行状況を調査するベオグラード会議が開催される年の初頭に成立したことを強調するものである。この声明の署名者としてわれわれは、ヤン・パトチカ教授、ヴァーツラフ・ハヴェル、イジー・ハーイェク教授に憲章77のスポークスマンの任務を委託する。これらスポークスマンは、国家およびその他の諸組織の前に、またわが国および世界の公衆の前に、全権をもってこれを代表し、自らの署名によってこの文書の真正さを保証するものである。スポークスマンたちは、われわれ他これから参画する市民たちの中に、必要な交渉には彼らとともに参加し、与えられた任務を引受け、あらゆる責任を彼らと分かち合う人々を見出すであろう。

われわれは、憲章77が、チェコスロヴァキアにおいて、すべての市民が自由な人間として労働し生活するために貢献することを信ずるものである。(『ハヴェル自伝』ヴァーツラフ・ハヴェル著、佐々木和子訳、岩波書店、1991年刊、巻末所収)



アウンサン・スーチーさん



ヴァーツラフ・ハヴェル氏

お知らせ二つ

1. NO FENCEのホームページにBlogを開設しました。
2. アウンサン・スーチー^{さん}を描いた映画「The Lady アウンサン・スーチー 引き裂かれた愛」の上映が始まりました。以下の映画館では8月中旬までは上映します。ぜひ観てほしい。

角川シネマ有楽町 03-6268-0015	ヒューマンラストシネマ渋谷 03-5468-5551	シネマスクエアとうきょう 03-3202-1189	横浜ブルク13 045-222-6222	109シネマズ川崎 0570-007-109
--------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------	---------------------------

(編集後記)

本号 宋允復氏の一文の中で 金正日の料理人をつとめた藤本健二さんが、昨年の秋にNO FENCEの集会で収容所体験28年の金ハスクォンと対面され、2週間後のソウルでの集会で政治犯収容所の閉鎖を訴えられた事実を始めて知りました。貴重な証言です。

また宋氏の別の一文の参考文献として毎日新聞が今年3月20日の金正恩教示を伝えています。3代にわたって反革命分子の足(種)を絶つという金正恩教示の実行形多様としての家族・血縁連座制の是正と、これに教示として、注目に値します。おかげ(張)教示でないことを切に祈ります。

本号は突破11頁ですが、そのうち4頁強のスペースを割いてチェコスロバキアの「憲章77・声明」の全文(訳文)を掲載させていたことに、ご理解を得たいと思います。私の一文中でその理由は述べましたが、会員の皆さん、読者の皆さん、ぜひ全文をご一読下さいませんか。この憲章を北朝鮮の収容所廃絶と人権回復のために生かしていく必要があると考えたからです。北朝鮮は1981年9月にこの憲章がとりあげている二つの国際規約に加入しているのです。チェコの市民運動のよりにその履行を北朝鮮当局に迫っていく必要があります。憲章の訳をお読み下さい。(小川晴久記)